京都市保健福祉局 生活福祉部生活福祉課 (075-251-1175)

生活保護法による医療扶助施術報酬点検の本庁集約について(お知らせ)

日ごろは、本市の生活保護法医療扶助の円滑な実施に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、上記のことについて、下記のとおりお知らせしますので、<u>令和3年1月1日以降は、</u>施術報酬請求明細書(施術券)を、各区役所・支所ではなく、京都市役所の担当課まで送付していただきますようお願いいたします。

記

1 施術報酬点検の本庁集約について

これまで、施術報酬請求明細書(施術券)を各区役所・支所の保健福祉センターへ送付していただいていましたが、令和3年1月以降は、以下へ送付してください(令和2年11月以前の施療分を、令和3年1月1日以降に送付する場合も同様です。)。

(送付先)

 $\mp 604 - 8091$

京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500-1 中信御池ビル3階 保健福祉局生活福祉部生活福祉課 保護担当

電話:075-251-1175

2 施術報酬の支払までの流れについて

基本的には送付先が変更されるだけであって、【請求-点検・審査-支払】のスケジュール については、従前から変更ありません。

毎月10日までに提出のあった施術報酬請求明細書について,過誤又は疑義がなければ, 締切り月の翌々月初にお支払します。詳細は以下の例を参考にしてください。

【例:令和3年1月8日に施術報酬請求明細書が当課に到着した場合】

